

2021年6月21日

各位

野原ホールディングス株式会社

**新型コロナウイルス感染症  
「緊急事態宣言解除」および「まん延防止等重点措置の適用」に伴う  
弊グループの基本方針について**

政府は、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき発出した「緊急事態宣言」につき、沖縄を除く9都道府県を対象に6月20日を以て解除し、そのうち東京や大阪など7都道府県には「まん延防止等重点措置」が適用することを発表しています。

これを受け、弊社をはじめとする野原グループは、現況を軽視することなく、2021年6月21日より下記の方針を基本に在宅勤務等を活用し感染拡大防止により一層努めて参ります。

関係者の皆さまにはご心配・ご迷惑をおかけしますが、従業員およびお取引先の皆さまの安全を確保するため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 基本方針

「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の地域は、次の通り、全て同じ対応とする。

- (1) 感染防止の基本事項の継続的な励行（従業員およびその家族、お取引先をはじめとするステークホルダーの安全に配慮した感染予防対策）
  - ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」など「三つの密」の回避（公私ともに外出を控える）
  - ・ 手洗い
  - ・ うがい
  - ・ マスクの着用
- (2) 「緊急事態宣言」の対象地域（沖縄県）および「まん延防止等重点措置」の適用地域（北海道、東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、大阪、福岡）を拠点とする組織または当該地域に居住する社員
  - ・ 出社勤務比率2割
  - ・ できる限りの在宅勤務を継続
  - ・ 通勤は時差出勤を推奨

2. 対象期間

「緊急事態宣言」が解除されるまでの期間、「まん延防止等重点措置」適用期間

3. その他

野原グループ各事業会社およびカンパニーは、各々のBCP(事業継続計画)に従い事業活動を進めます。詳細は、各事業会社またはサービスのウェブサイトをご参照願います。

以上

なお、新型コロナウイルス感染拡大を巡る状況は刻々と変わることが予想されるため、政府の方針や行動計画にもとづき、上記対応内容を変更する場合がございます。

【本件に関する問い合わせ先】

野原ホールディングス株式会社 総務部 TEL : 03-3357-2231